

豊田市市税減免規則 別表第1（第2条関係）令和4年度以降

令和4年1月1日現在

| 市税条例第49条第1項 | 申請事由 | | 基準等 | 減免割合 | 添付書類 | |
|-------------|---|---|--|--|---|---|
| 第1号 | 生活保護法 | 生活保護法の規定により保護を受ける者 | 当該保護を受けることとなった日からその事由が消滅した日までの間に到来する納期限に係る納付税額 | 全額 | 社会福祉事務所長の証明書 | |
| 第2号 | 1 所得減少 | 前年中の減免基準所得金額が基準額以下で当該年中の減免基準所得金額等が前年比3/4以下に減少すると認められる者 | 当該年中の減免基準所得金額等の見込額が前年中の所得金額の1/2以下 | 50/100 | 所得見込額報告書及びその計算の基礎となる事実を証明する書類 雇用保険受給資格者証など | |
| | | | 当該年中の減免基準所得金額等の見込額が前年中の所得金額の3/4以下 | 25/100 | | |
| | 2 傷病 | 負傷もしくは疫病により3月以上の期間所得が皆無となる者及びこれに準ずる者で、前年中の減免基準所得金額が基準額の3倍以下かつ当該年中の減免基準所得金額等が前年比3/4以下に減少すると認められる者（これに準ずる者は右記率の各1/2とする） | 前年中の減免基準所得金額が基準額以下 | 全部 | 医師の診断書等認定に必要な書類（3カ月以上就労が不可能であることが明記された診断書等） | |
| | | | 前年中の減免基準所得金額が基準額×1.5以下 | 80/100 | | |
| | | | 前年中の減免基準所得金額が基準額×2.0以下 | 60/100 | | |
| 第3号 | 勤労学生 | 勤労学生及びその他の学生、生徒で前年中の減免基準所得金額が基準額以下の者 | 当該年度で勤労学生控除を受けている者 | 全部 | 在学生証明書等これに準ずる書類 | |
| | | | 賦課期日現在は勤労学生ではないが、納付時点で勤労学生であり、前年中所得が勤労学生控除の要件を満たす者 | 全部 | | |
| | | | 前年中の減免基準所得金額が基準額以下の者 | 50/100 | | |
| | | | | | | |
| 第4号 | 公益法人 | 民法第34条の公益法人 | 基準なし（左記該当法人） | 全額 | 主務官庁の認可許可証等これに準ずる書類 | |
| 第5号 | 1 死亡 | 賦課期日以降に死亡した者で、前年中の減免基準所得金額が基準額の3倍以下の者 | 前年中の減免基準所得金額が基準額以下 | 全部 | 相続人代表者指定届 | |
| | | | 前年中の減免基準所得金額が基準額×1.5以下 | 80/100 | | |
| | | | 前年中の減免基準所得金額が基準額×2.0以下 | 60/100 | | |
| | | | 前年中の減免基準所得金額が基準額×2.5以下 | 40/100 | | |
| | | | 前年中の減免基準所得金額が基準額×3.0以下 | 20/100 | | |
| | 2/3 災害① | 災害により、死亡又は障害者となった者 | 死亡した者 | 全部 | 相続人代表者指定届 | |
| | | | 障害者となった者 | 90/100 | | |
| | 4 災害② | 災害により住宅又は家財の価格の3/10以上の被害を受けた者で、前年中の合計所得が1千万円以下の者（損害金額は、保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く） | 損害金額が住宅又は家財の価格の3/10以上5/10未満 | 前年中の合計所得金額が500万円以下 前年中の合計所得金額が750万円以下 | 50/100 25/100 | り災証明等認定に必要な書類 損害保険・損害賠償等による補填額が確認できる書類 |
| | | | 損害金額が住宅又は家財の価格の5/10以上 | 前年中の合計所得金額が750万円超 前年中の合計所得金額が500万円以下 | 全部 50/100 | |
| | | | | 前年中の合計所得金額が750万円超 | 25/100 | |
| | | | | | | |
| | 5 低所得 | 寡婦・未成年者・障がい者・ひとり親で前年の合計所得金額が145万円以下の者 | 基準なし（左記該当事者） | 50/100 | なし | |
| 6 中国残留邦人 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の支援給付を受ける者 | 基準なし（左記該当事者） | 対象期間の全額 | 受給者であることを証明するもの | | |
| 7 特定非営利活動法人 | 特定非営利活動促進法に規定する法人 | 収益事業を営まないもの 法人税割が発生しないもの（設立後3年以内） | 全額 全額 | 市民税申告書、収支報告書、事業報告書、法人税申告書等 | | |
| 8 地縁団体等 | 地方自治法第244条の2第3項により指定管理者の指定を受けた法人 | 公の管理以外に収益事業を営まず、法人税割が発生しない | 全額 | 予算書、決算書、事業報告書等 | | |
| | | 収益事業を営まないもの | 全額 | | | |
| | | 事業活動が極めて小規模で課税することが適当でない 特に地方行政にひ益していると認められるもの | 全額 | | | |
| | | 事業活動が極めて小規模で課税することが適当でない 特に地方行政にひ益していると認められるもの | 全額 | | | |
| 9 | 地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体 | | | | | |
| 10 | 自治区またはPTA若しくは同窓会 | | | | | |
| 11 | 一般社団法人及び一般財団法人のうち、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人 | 収益事業を営まないもの | 全部 | | | |
| 12 その他 | 適当と認められる理由がある場合 | | | | | |